

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.494



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ
納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

〈申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2〉

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納付の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注1）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

（注1）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

② 一時に納税することが困難であること。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注2）。

（注2）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

〈納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条〉

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8:30～17:00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁 HP から入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると…

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

〈納税の猶予 国税通則法第46条〉

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予 検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

東京上野税務署幹部のプロフィール

7月10日に東京上野税務署の定期人事異動がございました。幹部の方々のプロフィールを紹介させていただきます。

①出身地 ②前任地等 ③趣味 ④ちょっと一言(自己PRなど)

署長

おくむら しんいち
奥村 信一



- ①福岡県
- ②税務大学校 東京研修所長
- ③旅行、音楽鑑賞
- ④上野法人会の皆様との出会いを「一期一会」として大切に、長年にわたり培われた信頼関係を堅持しつつ、より一層の連携・協調に努めてまいります。

副署長(センター担当)

やまぎし よういちろう
山岸 要一郎



- ①東京都
- ②麹町署 副署長
- ③プロスポーツTV観戦、ドライブ
- ④父の生まれ育った台東区で勤務でき、大変光栄です。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

副署長(法人担当)

まなべ やすまさ
真鍋 泰昌



- ①香川県
- ②留任
- ③野球観戦、銭湯巡り
- ④東京上野署2年目となりました。引き続き、もう一年どうぞよろしくお願いいたします。

副署長(総務担当)

いそべ しゅういち
磯部 修一



- ①北海道
- ②本郷署 副署長
- ③料理、子供と遊ぶ(散歩)
- ④都会と下町の両方が感じられる地域、歴史と文化の街である上野に勤務できることをうれしく思っています。よろしくお願いいたします。

総務課長

つるだ つよし
鶴田 剛



- ①山梨県
- ②麻布署 個人課税1部門 統括官
- ③庭の草取り
- ④23区内の勤務は2署目です。不慣れなところもございますが、何卒よろしくお願いいたします。

税務広報広聴官

きのした せいこ
木下 セイ子



- ①秋田県
- ②留任
- ③アウトドア、園芸
- ④健康が一番!!!
引き続きよろしくお願いいたします。

税務広報広聴官

あおた ともこ
青田 朋子



- ①埼玉県
- ②東京国税局 査察部 査察12部門 主査
- ③読書、音楽鑑賞、旅行
- ④東京上野署の勤務は初めてです。どうぞよろしくお願いいたします。

法人課税第1部門統括官

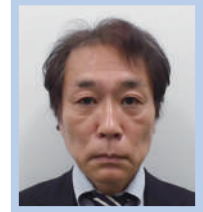
てんかい つよし
天海 健



- ①宮城県
- ②留任
- ③スポーツ観戦、読書
- ④留任となりました。引き続き、1年間よろしく
お願いいたします。

法人課税第4部門統括官

ほりべ よういち
堀部 洋一



- ①佐賀県
- ②留任
- ③旅行、散歩
- ④また、1年間よろしく
お願いいたします。

法人課税第5部門統括官

たなか ともゆき
田中 寛之



- ①北海道
- ②留任
- ③ゴルフ、散歩
- ④健康第一。1年間よろしく
お願いいたします。

法人課税第6部門統括官

かわしま まさとし
川島 雅寿



- ①福島県
- ②東京国税局 調査三部 調査32部門 主査
- ③野球観戦、競馬
- ④26年ぶりの署勤務で、初任署に戻ってきました。
1年間よろしく
お願いいたします。

法人課税第7部門統括官

ではら なつこ
出原 奈都子



- ①大阪府
- ②江戸川北署 法人課税3部門 統括官
- ③旅行、読書
- ④1年間よろしく
お願いいたします。

総務課長補佐

えざき ちとせ
江崎 千登勢



- ①千葉県
- ②成田署 総務課 総務課長補佐
- ③編み物
- ④当署は初めてです。今から上野の桜を見るのが
楽しみです。

法人課税第1部門
調査官(法人審理担当)

むらた すぐる
村田 傑



- ①埼玉県
- ②練馬東署 法人1部門 調査官
- ③登山、読書
- ④当署は初めての勤務になります。
よろしく
お願いいたします。

法人課税第1部門
上席国税調査官(源泉審理担当)

やまもと まさあき
山本 壮朗



- ①宮崎県
- ②留任
- ③ドラマ鑑賞
- ④また、よろしく
お願いいたします。



同一労働 同一賃金

中小企業は どう対応する!?

特定社会保険労務士
小島 信一

● いよいよ法律が施行される

令和3年（2021年）4月1日から、中小企業においても同一労働同一賃金法制が適用されます。

同一労働同一賃金の根拠となる法律は、旧パート法が改正され、短時間労働者と有期雇用労働者に適用される「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」となっています。

同一労働同一賃金は、このまま文字通り解釈すると、「同じ仕事をしている労働者に対して同じ賃金を支払う」ということですが、わが国の場合、同じ正社員であっても一般職と総合職というように、雇用形態別に賃金水準を変えているケースがあります。

さらに、給与は「職能給」と呼ばれる、仕事も含めた「ヒト」の属性に対して支払われるという特徴があります。結局のところ、欧米でみられる純粋な意味での職務給を法律で義務付けたのではなく、正社員と非正規社員との差を強制的になくそう、というのが法律の目指すところとなっています。

バブル崩壊後の1993年頃から、パート・派遣といった名称で、それまでの正社員とは異なる、①働く時間が短い、②雇用期間に定めがある、という特徴を持つ非正規社員が急増しました。

そして、これらの者には賞与、退職金が支払われず、給与も時給（しかも最低賃金ギリギリ）という処遇が多いのです。元々、パートは、家庭の主婦が家計補助的、または自身のお小遣い稼ぎ程度で済んでいたのですが、近年では本来家計を支えるべき人までもが、非正規で甘んじなければならず、稼げないから結婚しない、結婚しないから少子化になる、という悪ループが問題になっています。

今回の法改正は、非正規社員の労働条件を引き上げよう、という趣旨が強いので「日本版」同一労働同一賃金と呼ばれています。

● 企業は何をすべきか

今回の法改正の趣旨は、非正規の処遇を上げることで、企業の対応としては正社員と同様

の賃金（賞与・退職金を含む）を、パート社員などに支払えば問題ありません。とはいえ、それができずに困惑する企業も多いと思います。

元々、人件費原資が十分にとれず、非正規社員を活用しているからです。ただ、法律をよくよく読んでいくと、まったく賃金を同じにせよ、という訳でもないのです。正社員と非正規社員に差があっても結構、ただし、その差は合理的な範囲内としてください、また、その差について非正規が納得できる状態にしておいてください、というのが趣旨となっています。例えば、改正法の第8条には次のような記述があります。

（不合理な待遇の禁止）

第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

ここで注目すべきは、最後の記載にある「不合理と認められる相違を設けてはならない」という部分です。つまり、反対に解釈すると、「合理性のある相違は設けてよい」となります。

ここから、企業のすべきことが見えてきますが、①当社の基本給、賞与、その他の処遇はどういう基準になっているのか、なぜこの基準になっているのか、どうすれば昇給するのか、その目的は何か、など自社の賃金（その他処遇全部）について考察し、②非正規についても同様の基準に合わせる、という改革をします。なお、その際の考慮要素も法律に記載されています。

- (1) 職務内容（業務の内容と責任の程度）
- (2) 職務内容+配置変更
- (3) その他の事情（定年後再雇用など）

この3つです。

したがって、非正規をこの3つの考慮要素に沿

って分類することで、全体像が見えてきます。

例えば、コンビニの販売員を想定します。仕事内容は、商品棚に商品を並べてレジ打ちをする、というのが非正規の業務内容とします。

これに対して、正規社員は仕入れた商品の支払をする、売上金の管理をする、という業務が加われば、業務内容が異なり、責任の程度も異なることになるので、賃金に差がついてよい、となります。このように、仕事内容を分解していくと、だんだん見えてきます。

中小企業の場合、配置の変更（転勤）はあまりないので、業務内容と責任の程度を中心に整理していきます。なお、業務内容を見る場合、「中核的業務」に着目します。中核的業務とは、その者に与えられた主な仕事で時間的、会社全体からも重要な仕事をいいます。

先のコンビニ販売員でいえば、接客、商品陳列、レジ打ちなどが該当します。

ただ、会社によってはレジ打ちしかしない、というケースもありますので、会社ごとに現状をみていきます。重要なのは、自社の仕事をしっかり分析することです。

● 取組手順書を活用する

同一労働同一賃金への対応するための具体的な、オーソドックスな方法としては、厚生労働省から「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」という冊子が出ているので、その手順に沿って行います。

この手順3に「待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう」とあります。

例えば、パートに賞与がない場合、理由を考えていくと「パートだから」位しか思いつかないケースが見られます。

これでは説明にならないので、例えば、「賞与は、短期の業績反映に報いるため支給している。

社員は販売ノルマがあるが、パートにはないため、支給していない」などと整理していきます。

企業を見ていると、ここの整理がうまくできないようです。なかなか、賃金に込められた経営者の思想を言葉にするのは難しいものがあります。その場合には、過去のデータ、社長や社員へのヒアリングなどをして明らかにしていきます。

● 罰則はあるのか

同一労働同一賃金に対応しなかったら、どうなるのか。

手順番号	手 順	解 説
手順1	労働者の雇用形態を確認しましょう	法の対象となる労働者の有無をチェックします。社内で、短時間労働者や有期雇用労働者は雇用していますか？
手順2	待遇の状況を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者の区分ごとに、賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇について、正社員と取扱いの違いがあるかどうか確認しましょう。書き出して、整理してみると、分かりやすいでしょう。
手順3	待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と正社員では、働き方や役割などが異なるのであれば、それに応じて賃金（賞与・手当を含む）や福利厚生などの待遇が異なることはあり得ます。そこで、待遇の違いは、働き方や役割などの違いに見合った、「不合理ではない」ものと言えるか確認します。なぜ、待遇の違いを設けているのか、それぞれの待遇ごとに改めて考え方を整理してみましょう。
手順4	手順2と3で、待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理でない」ことを説明できるように整理しておきましょう	事業主は、労働者の待遇の内容・待遇の決定に際して考慮した事項、正社員との待遇差の内容やその理由について、労働者から説明を求められた場合には説明することが義務付けられています。短時間労働者・有期雇用労働者の社員タイプごとに、正社員との待遇に違いがある場合、その違いが「不合理ではない」と説明できるよう、整理しましょう。労働者に説明する内容をあらかじめ文書に記してまとめておくとう便利です。
手順5	「法違反」が疑われる状況からの早期脱却を目指しましょう	短時間労働者・有期雇用労働者と、正社員との待遇の違いが、「不合理ではない」とは言い難い場合は、改善に向けて検討を始めましょう。また、「不合理ではない」と言える場合であっても、より望ましい雇用管理に向けて改善の必要はないか検討することも良いでしょう。
手順6	改善計画を立てて取組みましょう	改善の必要がある場合は、労働者の意見を聴取しつつ、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに、計画的に取組みましょう。

改正されたパート有期法に罰則規定そのものはありません。ただし、行政介入があります。非正規社員が労働局に相談すると、助言、指導、勧告、調停が行われます。

また、民事裁判で「格差あり」と判断された場合の差額の支払をするという「損害賠償請求への支払」があるため、どちらかというところ、こちらの方が罰則よりもダメージが大きいです。なお、先行する裁判例では、特に手当についての争いが多く、わかりやすい論点のため、会社が敗訴するケースが圧倒的に多くなっています。

● どのように対応すべきか

最終的には、正規と非正規の労働条件の違いについて、説明できるようにしておくことです。そして、「なぜ我々に通勤手当がないのか」など、非正規社員が悶々としている状態をなくすことです。

まずは、手順書にあるように、現状を把握し、違いについて理由を考え、どうしてもその違いについて説明できない場合は、条件を合わせる、という改革が必要となります。

放置しておく、非正規社員から突っ込まれたときに対応できなくなるでしょう。事業主が説明できない場合、不合理な格差と判断される可能性が高いです。その場合には、差額の支払いというペナルティが待っています。

法律施行が近づいてきました。十分な準備をして取り組みたいものです。

公益社団法人上野法人会 第9回 通常総会

令和2年6月9日(火)

東天紅上野本店 3階「鳳凰の間」
午後4時～ 第9回通常総会

地域の発展と活力ある法人会を目指して

第9回通常総会



▲佐藤会長

通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、内容・出席者等規模を縮小し開催いたしました。

令和2年3月末正会員数2,697社中、委任状による出席1,501社、会員の本日の出席57社、合計1,558社となり、過半数を超えており適正に成立いたしました。

報告事項

- 第1号報告 平成31年度事業報告の件
- 第2号報告 令和2年度事業計画の件
- 第3号報告 令和2年度収支予算の件
- 議案
- 第1号議案 平成31年度計算書類等(決算)承認の件
// 監査報告の件



▲議長 佐藤会長



▲永井総務委員長



▲常見事業委員長



▲桜井事業副委員長



▲馬目会計



▲竹田会計



▲吉田監事

<表彰・感謝状・ご披露>

役員として10年以上ご活躍頂いた方2名に感謝状、会員増強にご協力頂いた6社に感謝状、そして表彰者1名のご披露をいたしました。

<感謝状10年以上>

理事
平野 雅俊 様
金杉支部金杉仲通地区
有賀宗太郎 様

<会員増強感謝状>

朝日信用金庫 本店 富山 誠 様
合羽橋支店 関 英朗 様
上野支店 長谷川朗広 様
西町支店 齋藤浩一 様
根岸支店 藤巻久司 様
根津支店 田代尚隆 様

<ご披露>

東京都主税局長
税務功労者表彰
長澤 一雄 様

TKK 東法連特定退職金共済会

特定退職金共済制度
DVD 視聴

6月9日総会開始前に、公益財団法人東法連特定退職金共済会(当会の上部組織である東京法人会連合会が母体となり52年に設立された)「特定退職金共済制度」のDVDを映写しました。

※制度の特色: 従業員のための退職金を計画的に準備できます。また、公益財団法人東法連特定退職金共済会の組織を通じて、退職金制度が確立でき、優秀な人材の確保、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。従業員のための退職金を計画的に準備できます。



第2回(臨時)理事会

【と き】 令和2年6月9日(火) 16:35～

【ところ】 東天紅上野本店3階

総会終了後、臨時理事会が定足数、理事43名中、出席者27名で過半数を超えて開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業の事業活動にも多大な影響が出ている中、当会として会員の皆様に何か貢献できないか、ご負担を少しでも軽減していただくことはできないか、正副会長会議などでも協議いたしました。

その結果、今期計画した法人会事業の中止による費用支出の減少も見込まれることから、月会費の2か月相当額を減額することを議案として審議し承認されました。

また、感染症の収束が不透明な中、法人会の趣旨に賛同いただいた令和2年度新入会員の会費減免の件も併せて審議しました。2件の審議事項は過半数をもって承認されました。



▲議長 佐藤会長



公益社団法人上野法人会

源泉部会
女性部会

社会貢献活動

23台目車椅子を寄贈

プルタブ750kgで『車椅子』1台交換!

源泉部会(川俣部会長)ではアルミ缶のプルタブ回収をして車椅子に交換し寄贈する活動を行っております。皆様のご協力のおかげで今回23台目の車椅子になりました。この車椅子は令和2年5月13日に長野赤十字病院に寄贈させて頂きました。



通常総会は、皆様のご厚意である切手、新品タオル、プルタブ等の回収の場としても周知しています。

今回も多くのご協力を頂きありがとうございました。

源泉部会長 川俣 満靖
女性部会長 中立由美子



第3回理事会

【と き】 令和2年8月4日(火) 13:30～

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し、定足数、理事43名中、出席者31名で過半数を超えて理事会を開催いたしました。

最初に7月異動に伴う東京上野税務署幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。

その後、前回理事会にて、下期会費2か月相当額を減額すると決議された議案に関して、その後の2か月間で、更に事業の中止などの追加要因が発生したため、2か月ではなく、3か月相当額を減額することを審議し承認されました。他に利益相反取引の件、委員会報告、提携企業からの報告、今後の予定と続き、滞りなく全ての議事が終了いたしました。



▲奥村署長



▲真鍋副署長



▲天海法1 統括官



▲村田国税調査官



▲佐藤会長



▲永井総務委員長



▲常見事業委員長



上野優申会

【と き】 令和2年8月5日(水) 13:30～

第1回役員会

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

上野優申会(馬目会長)では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し役員会を開催いたしました。名刺交換の後、審議にて新型コロナウイルス感染症の影響で延期となった定時総会を11月に開催することが決まりました。



▲馬目会長



▲奥村署長

危機に 名経営者はどう立ち向かった!?

3歩先を読み、
2歩先を視て、
1歩先を歩いていく

経営コンサルタント 野口良二

新型コロナウイルス感染症拡大によって、世界的規模で経済が大きく縮小してきている。

経済開発協力機構（OECD）の発表によると、2020年世界経済見通しで実質経済成長率はマイナス7.6%になると予測するとともに、「世界経済は、現在、1930年代の世界大恐慌以来の景気後退を経験している」と分析している。

まさに、「100年に1度の大変な経済危機」に瀕し、日本も、企業の売上高が激減するとともに、倒産・廃業が急増し、企業環境を暴風圏へと巻き込みつつある。

自社経営が暴風雨圏に巻き込まれたら、一たまりもないと自覚する経営者であれば、3歩先を読み、2歩先を視て、1歩先を歩いていくだけの取り組みを始めなくてはならない。

今に名を遺す先達のあまたの名経営者は次々と押し寄せた相次ぐ危機を乗り越え、現在の会社へと導き、築き上げてきている。

その実体験から滲み出た至言や戦略発想は、時代や環境こそ違え、これからの危機を乗り越えていくだけのヒントを与えてくれて余りあるのである。

本稿では、宅配便サービスの生みの親と言われるヤマト運輸の小倉昌男氏の軌跡から、経営危機を突破していく姿勢を学びたい。

小倉氏が社長に就任した直後、オイルショックに見舞われた。当時の運輸業界は、労多く収益の低い業界で、オイルショックが一段の収益悪化へと陥れた。

小倉氏は業界が非常識とも思える個人向け宅配事業を、それまでの大手企業との集荷・配達契約を解消し、後戻りできない退路を断った覚悟で乗り出したのである。

当時は6kgまでは郵便局で扱い、それを越えたものは荷崩れしないように厳重に梱包して、荷主が荷札をつけて国鉄の最寄り駅に持ち込むのが通例で、しかも相手先への到着は10日間も要していた。今日の個人向け宅配が当たり前からすると、当時、いかに常識を超えた取組みだったことが伺えるのである。

業界では、「小口荷物は、集荷・配達に手間がかかり採算が合わない。小さな荷物を何度も運ぶより、大口の荷物を一度に運ぶ方が合理的で得だ」と、小倉氏の非常識を冷淡視した。

しかし、小倉氏は、「小口の荷物の方が1kg当たりの単価が高く、小口貨物を多く扱えば収入が増える」との勝算を持って取り組んだ。

が、当時、運輸業免許は都道府県単位に交付する仕組みで、全国一律にサービスを拡大し提供する上では、全国網の免許取得が不可欠だという障害が待っていた。

当時の運輸省（現・国土交通省）が示す「前例がない」という障壁を、苦心を重ね、粘り続けた交渉で乗り越えたのだ。実現へ向け「顧客の困り事に応える」という強い信念があったことは想像に難くない。

100年に一度の経済危機。危機に際しては、いたずらに不安がったり、「もうだめだ、無理だ」は禁物であり、経営者にとって気持ちが萎えてしまうことは、先に進む力さえ、失ってしまう。

先の小倉氏の取組みのように、自社の強みを最大限に活かし、顧客の困りごとに応えることを第一に考え抜き、生み出していくこと以外にはないのだと心得て、取り組んでいきたいものです。

「できない」言い訳ばかりを考えていては、淘汰という結果しかもたらさないものであり、経営者として「先に光が見える仕組み」を一早く産み出す外にはないのだ。

この危機も、企業が強い企業マインドと高い英知・工夫で乗り切っていけるものだと確信する。

3歩先を読み、2歩先を視て、1歩先を歩いていくだけの取り組みを始めていこうではないか。愚直に取り組めば、道は必ず拓ける。

経営者には、これまで経営を成り立たせてきたように、「力がある」「知恵がある」「率先実行するスピードがある」。

自信と誇りをもって1歩先を歩み出そう！

ペーパーレス妨げる 日本の商習慣とは



ジャーナリスト 海部隆太郎

先日、大学教授（科学者）を取材する機会があった。貴重な話を聞いた後の雑談で「鶏が先か卵が先か」の考え方を面白おかしく語ってくれた。要約すると生物の進化を考えれば、もちろん鶏が先になるのだが、それで終わってしまえば話はずまらない。どちらが先なのか結論の出ない“命題”のように捉えるからこそ、いまだに「鶏と卵」議論が廃れずに生き残っているのだという。

「鶏と卵」は子供の頃、むきになって同級生と議論したことがあった。さらに、その頃はやった漫才で「地下鉄はどうやって車両を地下に入れたのでしょうかね」「渋滞の先頭はどうなっているのでしょうか」などを連想的に思い出してしまった。もちろん、今は答えをすぐに見いだせるが、当時は言葉に詰まり、本当にどうなんだろうと真剣に考えていたと思う。

似たような話は、たくさんある。だが、笑える話をまとめただけでは、読者の方から蟹螯（ひんしゆく）を買うのは間違いないはず。本題に移らなければいけないのだろう。だが、ここで指摘したかったのは、答えが分かっているが、少しだけつまずいてしまうような話の面白さと、疑問に思うことの大切さを感じるべきではないかということだ。

無くせるか日本の文化“押印”

さて、コロナ禍で働き方が大きく変わりつつある。以前はテレワークと称した在宅勤務は、リモートワークに置き換えられ、混雑した通勤電車を避け、概ね快適な仕事環境が得られるようになった。運動不足による皮下脂肪の増加など副作用はあるが、会社に行くことがサラリーマンの仕事という概念を崩すきっかけになったと思う。コロナウイルスの功罪を語っているのではない。

その一方で、「請求書の発行や決済押印のためだけに会社しなければならない」という声もよく聞く。それならばパソコン上で押印ができればいいと思うが、現状はそれをプリントするのがオチ。デジタル化の流れの中でアナログが捨てきれない紙書類をかたくなに守るのが日本の商習慣だ。

日本を代表する、あるIT企業の担当者は「紙書類が果たしてきた原本性を絶対視する文化は根強い」と話す。紙による原本性は、耐改ざん性があるからだ。ではどうするか。書類を電子化して原本性を保証する仕組みがあればいい。技術的には存在するが、法整備への議論がこれから。だが、デジタル文書が本物で、プリントしたら紙はコピーとなる世の中が必ずやってくると確信する。欧米だけでなくアセアン諸国の取り組みをみればわかる。

文字ができ紙が発明されてから数千年も続く紙文化を無くせるか、商習慣を変えることへの抵抗感を捨て去ることができるか。だが、世の中はデジタル化の流れでこれに異論を唱える企業は皆無だろう。そこにはペーパーレス化も謳われているのだが、相変わらず紙書類を重視する文化は無くなっていない。「IT化で資料作成が容易になり、プリントする紙が増えた」という話もある。

冒頭の漫才風に言えば「デジタル化が進展しているのに、どうして紙が減らないのですかねえ」と問い直したい。



【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経て独立。
中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材・執筆活動を展開する。

「令和3年度税制改正に関するアンケート」回答の結果分析

税制委員長 栗原 茂

前回、広報誌に同封の「令和3年度税制改正に関するアンケート」のご回答を頂きありがとうございました。結果を元に、税制委員長と税理士により意見を纏め、下記の意見書を作成、集計と共に東法連へ提出しました。当会アンケート結果をお知らせいたします。(令和2年6月)

設問1. 法人税 / 法人実効税率

- ・課税ベースを拡大せず更なる引下げ 39%
- ・課税ベースを拡大し更なる引下げ 30%
- ・課税ベースを拡大すれば引下げは不要 11%

設問2. 法人関係 / 企業版ふるさと納税

- ・寄附を行う予定はない 69%
- ・わからない 15%
- ・寄附を検討したい 13%

設問3. 事業承継 / 納税猶予制度

- ・当面事業承継を行う予定はない 43%
- ・本特例制度を適用せず事業承継を行う 13%
- ・事業を承継しない 13%

設問4. 事業承継 / 事業承継税制

- ・事業用資産を他と切り離し軽減・免除 36%
- ・生前贈与制度納税猶予制度の拡大 31%

設問5. 消費税 / 軽減税率制度

- ・特に負担を感じない 43%
- ・煩雑な経理処理 38%
- ・システム変更等のコスト負担 14%
- ・会計時の確認(テイクアウト、イートイン等) 10%
- ・適正な価格表示 8%

設問6. 消費税 / 価格転嫁

- ・全額転嫁できている 67%
- ・大部分は転嫁できている 17%
- ・全く転嫁できていない 7%
- ・一部しか転嫁できていない 5%

(答数 259 回答率 8.9%)

設問7. 消費税 / 価格表示

- ・総額表示にすべき 41%
- ・外税表示にすべき 30%
- ・事業者に表示方式を委ねるべき 20%

設問8. 消費税 / 適格請求書等保存方式

- ・取引から排除されないよう配慮すべき 42%
- ・わからない 31%
- ・適正な計算のためにはやむを得ない 22%

設問9. 地方税 / 固定資産税①

- ・負担感が重く、軽減すべき 56%
- ・現在程度の負担でよい 31%

設問10. 地方税 / 固定資産税②

- ・償却資産(事業用資産)への課税は見直す 36%
- ・商業地等の宅地の評価方法を見直す 19%
- ・家屋の評価方法を見直す 14%
- ・免税点を大幅に引き上げる 13%

設問11. 厚生年金の適用範囲の拡大

- ・パート等の老後の安心のためにはやむを得ない 44%
- ・中小企業への影響(保険料の負担)が大きいため反対 45%

設問12. マイナンバーカードの取得状況(個人)

- ・取得している 40%
- ・申請する予定はない 37%
- ・今後申請したい 22%

設問13. マイナンバーカードの取得状況(従業員)

- ・0~20% 46%
- ・不明 23%
- ・概ね全て 15%
- ・20~50% 10%

令和3年度税制改正意見書

東法連の「令和3年度税制改正要望」策定に向けて、当会の提出した税制改正に関する要望は以下です。

法人税 / 法人実効税率

・法人実効税率は平成30年度に29.74%と引き下げられた。しかし、OECD加盟国の平均は23.52%であり、国際競争力の強化、国内産業の活性化や立地競争力の強化の観点から、25%程度まで引き下げるよう求める。

法人税 / 外形標準課税

・従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金引上げや雇用維持に悪影響を与えるので、中小企業への課税ベースの拡大は行うべきでない。

資産税 / 相続税

・担保提供した個人資産の評価方法の見直し
円滑な事業承継を促進するためには、法人経営のために担保提供した資産は事業用資産として取り扱い、評価額の縮小や税負担の減額など相続税の評価方法を見直すべきである。

地方税 / 固定資産税

・固定資産税については、特に都市部で地価上昇が顕著で重税感が高まっており、負担軽減の見直しを求める。特に償却資産(事業用資産)への課税や、商業地の宅地や家屋の評価方法について見直すべきである。

＜アンケートのまとめ＞

令和元年10月から12月期の実質国民総生産（GDP）は年率換算の実質伸び率がマイナス7.1%と大幅に落ち込んだ。この原因はもちろん消費税が8%から10%に値上げされた結果であり、前回消費税が引き上げられた2014年4月から6月期のマイナス7.4%以来5年半ぶりの急激な落ち込み幅となった。その上新型コロナウイルス感染症による2月からのインバウンドの減少、4月から5月までの緊急事態措置による休業や営業時間短縮要請による、今まで経験したことのないほどの売上の低迷といった影響を受けた。

このような状況の中でのアンケートの回答であり、景気の悪化、将来不安を抱え厳しい回答となっている。

法人税の実効税率は課税ベースを拡大せず更なる引き下げをという答えが、課税ベースを拡大し更なる引き下げという答えより多かった。前は2つが拮抗していたが、今年は差がついている。

事業承継だが当面予定はない、事業を承継しないという答の合計が56%であり、現在の厳しい状況を反映している。消費税については、軽減税率との煩雑な経理処理については課題が残っているが、価格転嫁はほぼ順調であり、価格表示については総額表示にすべきが外税表示より多く、これは前回と同じである。

地方税については、固定資産税の負担感が重く、軽減すべきという意見が半数を超えた。その中で償却資産（事業用資産）への課税と、商業地、家屋の評価方法を見直すべきだという意見が多く、償却資産が36%、次の2つで33%であった。

マイナンバーは取得していると、申請する予定はないが40%前後であり、もっと国民に説明が必要であろう。

アンケート税制に関する意見だが、政府・国会議員に対し、本当に国民のことを考えた税金の使い方をしているのか？無駄使いはないのか？姿勢を正して国政に取り組んで欲しいとの意見が並んだ。

また、固定資産税の評価方法やマイナンバーが当初と異なった運用で個人情報危険にさらされているという意見。贈与税、相続税の納税猶予制度が、贈与税に関しては全く使いつらく特例措置とは名ばかりである。事業承継税制だが、納税猶予でない抜本的な制度の創設、また親族以外が承継する場合にはリスクが大きすぎ実質困難であるので、何らかの優遇措置を設けて欲しいという意見もあった。

消費税を0%にという意見も見られたが、法人税率を下げてほしい、との要望は引き続いて強いと感じた。

公益社団法人上野法人会 源泉部会 第9回 報告会

公益社団法人上野法人会 青年部会 第9回 報告会

公益社団法人上野法人会 女性部会 第9回 報告会

- ＜報告事項＞
- 第1号報告
平成31年度事業報告
平成31年度決算報告
 - 第2号報告
令和2年度事業計画
令和2年度予算報告

源泉部会（川俣満靖部会長）、青年部会（森重伸悟部会長）、女性部会（中立由美子部会長）では、予定しておりました報告会が、新型コロナウイルス感染症防止の観点より中止となりました。部会員の皆様には報告書にて報告、確認をいただきました。

竹町支部

東上野支部

上野支部

入谷支部

金杉支部

谷中支部

支部事業報告会

- ＜報告事項＞
- 第1号報告
平成31年度事業報告
平成31年度決算報告
 - 第2号報告
令和2年度事業計画
令和2年度予算報告

竹町支部（麻生勝重支部長）、東上野支部（尾高光寛支部長）、上野支部（太田俊一支部長）、入谷支部（小泉隆幸支部長）、金杉支部（平野雅俊支部長）、谷中支部（佐藤明人支部長）では、予定しておりました報告会が、新型コロナウイルス感染症防止の観点より中止となりました。支部役員の皆様には報告書にて報告、確認をいただきました。

新型コロナ関連 各種給付金等の 課税関係

NTS 総合税理士法人 代表
公認会計士（税理士） 吉井 清信

新型コロナウイルスで影響を受ける事業者向けに、各種給付金、補助金、助成金等が盛り込まれた補正予算が4月30日と6月12日に成立しました。そこで、これらの給付金等を実際に受け取った場合に課税されるのかどうかをまとめました。

なお、課税されるものであっても、厳しい経営環境にあって経費の方が多くかかっているようであれば、課税所得は生じず、結果的に課税対象とはなりません。

また、これらの給付金等を受け取った場合の消費税の取扱いですが、いずれの場合も資産の譲渡や役務提供の対価にはあたらないため、課税対象外となります。

課 税	非 課 税
<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金 ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 学生支援緊急給付金 ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

不動産譲渡契約書等にかかる 印紙税軽減措置とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～ 税理士 山端 美徳

リサ 「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。

サキ先生 そうですね。これまでは平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていました。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。

リサ ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるのは何となくわかりませんが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。

サキ先生 第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。

リサ 例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。

サキ先生 たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。

リサ じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。

サキ先生 建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象となりません。

リサ そうですか。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないのですね。

【筆者紹介】 山端美徳（やまはた・よしのり）

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」（清文社）、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」（税務研究会）、「間違えると痛い!! 印紙税の実務Q&A」（共著、大蔵財務協会）等がある。

「年末調整の基礎知識」

～基礎からわかる年末調整の実務～

<講座内容>

- 1) 年末調整とは
- 2) 年末調整が必要になる理由
- 3) 年末調整の対象となる人
- 4) 年末調整を行う時期
- 5) 本年の改正点
- 6) 年末調整の事務の流れ
- 7) 控除額の計算
- 8) 年税額の計算
- 9) 過不足額の精算
- 10) 年末調整後の実務
・法定調書について 等



※当日は電卓をご持参ください

【と き】 令和2年 11月6日 (金) 13:30～16:00

【ところ】 ①か②をお選びください (2通りを用意)

①会場での受講: 朝日信用金庫西町ビル7階 (定員: 30名)

※原則1社1名のご参加をお願いします。

②オンライン受講: 指定なし ※Zoomを使用 (定員: なし)

※オンライン受講の場合、有線LANケーブルやWi-Fi環境はご自身で整えてください。

☆参加ご希望の方は、広報誌同封のセミナー申込書にてお申し込みをお願い致します。

【講 師】 メンタルサポートろうむ代表 ^り李 ^{れいか}怜香氏

※新型コロナウイルス感染予防の観点から、開催を延期・中止にする場合がございます。

令和2年分 年末調整説明会の中止について

例年開催しております年末調整説明会(主催:東京上野税務署・台東区役所)、源泉部会研修会「年末調整と法定調書の作成」については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い今年度は開催中止となりました。

《法人会会費についてのお知らせ》

日頃より当会の事業活動に多大なご支援ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、非常事態宣言の発出と言う未曾有の事態に見舞われました。多くの皆様のご努力で感染第一波を乗り越え、解除になりましたが、依然として収束にまでは至らず、安心して事業を再開出来る見通しまでにはなっておりません。様々な経済への影響が出ており、皆様のご事業にも多くのご苦勞が生じている事とお察し申し上げます。この様な状況のなか誠に恐縮ではございますが、2020年度上期(2020年4月～9月)会費のご請求をさせていただいております。ご承知のように当会は会員の皆様からの会費収入を基盤とし運営している団体でございます。何卒、ご配慮いただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、今期計画した法人会事業の中止による費用支出減が見込まれること、少しでも皆様のご負担を軽減したいとの判断から、下期(2020年10月～2021年3月)会費につきまして、3か月相当額を減額して請求させていただく予定でございます。お含みおきいただければ幸甚でございます。

新型コロナウイルス感染症が1日も早く収束し、会員の皆様のご事業がご隆盛されることを心より祈念申し上げます。

公益社団法人 上野法人会
会長 佐藤 一也

表紙 <旧岩崎邸庭園> 写真提供:公益財団法人 東京都公園協会

■令和2年9月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

※どなたでもご参加いただけます

共催 (公社)上野法人会・(公社)浅草法人会

牧野健太郎氏講演会

税を考える週間協賛
大型講演会

溪世絵からお江戸にタイムスリップ ～解められた上野・浅草の謎解き～



日本ユネスコ協会連盟評議委員
株東横イン 執行役 文化担当
まきの けんたろう
牧野健太郎氏

【ところ】
東天紅上野本店
3F「鳳凰の間」
(台東区池之端1-4-1 TEL: 03-3828-5111)

【とき】
令和2年**11月18日(水)**
18:00~19:30

入場無料

同送のチラシ申込書をFAX又は
郵送にてお送り下さい。
お電話での申込も受付けております。

公益社団法人 上野法人会
〒110-0015 台東区東上野 1-2-1
朝日信用金庫西町ビル 5階
TEL 5818-1151
FAX 5818-1141

従業員の退職金準備は

特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

